

令和元年10月から し尿汲取手数料が変わります！

10月1日し尿汲取り分から、し尿汲取手数料が変わります。
町民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

■し尿汲取手数料

し尿汲取手数料（税込み）	変更後	変更前
1リットル当たり	12.1円	12.6円

■実施時期

この変更は、10月1日以降に汲取った分から新しい手数料が適用されますので、9月中に汲取った分の手数料（10月請求分）は変更前の手数料での請求となります。

■お願い

- ・便槽内に流入した雨水なども汲取り量に含まれ、手数料に反映されますので、雨水などの流入を防ぐために、便槽、ふた、トイレの点検等の対策をお願いします。
- ・転出、転居等でトイレを使用しなくなる場合は、必ず役場に届け出てください。
- ・通路や便槽の近くに物を置いたり、枝木が茂らないようにしてください。
- ・トイレットペーパー以外の物を便槽に入れないでください。
- ・町では、便利で確実な口座振替を推進しています。是非、この機会にし尿汲取手数料の口座振替をお願いします。町内のJA、肥後銀行、熊本中央信用金庫、郵便局で随時受付けています。

■問合せ先

長洲町役場 住民環境課 環境対策推進係

☎ 78-3122

